

は作用となる、木葉の二葉より繁り鳥の羽にて飛ぶが如く千々に轉ウツリヘダラ用くをコトバとは云なり、他の例を擧ぐれば助辭の波も合へる物含める物を分つ義あり、父は善と云へば子は惡とかく父子を善惡二つに分つ、又彼は憎むべしと云へば是は愛む意となりて彼と是と愛憎を分つが如し、此にて音義學の何たるか又如何にして言語を解く可きかを覺りしならん、今前に示せし書籍及其他によりて、更に五十音圖の事より説くべきなれども、先助辭の各自の本義又は必らず異音を有することを、古歌を證として更に項を新にして詳説せん、

島津齊彬時代に於ける薩藩の教育

第一 緒言

吉田清志

薩藩に於ては第十六代義久、(永祿七年八年之際承統 文祿四年傳純千義弘)第十七代義弘、(永祿四年承統慶長 七年傳統千家久)以後専ら士風を獎勵しければ、徳川氏治世の間會て士氣の修練衰へず、實踐躬行の學に従ふもの多かりき、殊に第廿五代重豪は、識見深遠にして雄略偉籌を蘊蓄せる人傑なりしかば、安永二年幕府の聖堂に摸し、造士館武演館を創立し、熱心に學問武藝を獎勵せしを以て、學理の探究精神の鍊磨、益々隆盛を極めたり、されども第二十六代齊宣、第二十七代齊興の兩代は、天下の風潮に伴ふて學問教育稍萎微し士氣衰ふるの傾ありしが、第廿九代齊彬(嘉永四年 二月承統)家を繼ぐに及び、文武の修練再び勃興し藩内の士風大に革まれり、蓋し從來の藩學に弊風あり學者徒に程朱學のみに泥み、迂遠の説を株守して好んで

畫風に遠がり、或は章句の末節に拘はりて學問の本意を失ひ義理の本体に通せざるに至れり、且つ一般の風俗は漸く華奢に流れ、士風頹敗せんとするの恐ありければ、齊彬は承統の始めより寤寐息む時なく、文事を奨め武藝を勵まし、或は躬自ら學館に臨み、或は令文訓言を下し、以て従前の程朱學の外に拆衷學水戸風の學をも探究して、國体を明らめ義理に通ずる事を專要となすべきを頻りに諭戒しけり、是に於て人々志を起し互に切磋琢磨し文を競ひ武を磨きて、維新鴻業の基礎をなすに至れり、されば齊彬は大業未だ半ならずして中途病に斃れしと雖ども、後の人々が天下に率先して國事に鞅掌し、偉大なる功勳を立てしは、是れ皆齊彬が意識的意志的に經營せし教育事業の結果に外ならざるなり、故に予が今薩藩の教育を紹介するに當り、時に齊彬の一代を撰びしものは、此時代を以て薩藩の教育中にて研究するに最も興味あり最も利益ありと信ずるを以てなり、惟ふに當時の教育法たるや、今日を以て之れを論ずれば、固より不備不完視るに足らざるもの、如しと雖ども、其間自ら條理あり、秩序ありて、燦然として一個の美を特有したることは實に蔽ふべからざるなり、且つ齊彬が藩士に下したる訓令規箴の如きは、百世の龜鑑と云ふも敢て過言にあらざるべし、請ふ左に目次を列ね此時代に於ける教育に就て更に詳記せん。

第貳 教育の方針及び訓令

齊彬が如何なる方針を以て、教育の振興を計りしかを知らんと欲せば、其藩士に下したる訓令を見るに若くはなし、故に予は先づ其訓令中にて殊に著しき者二三を擧げて以て、彼が教育上の方針を示さんとす

一、安政元年正月齊彬親ら著して令したる者、

學問の儀文章訓詁の末になすみ倫理實用の道理に昏く候ては不學無識之ものに同じく無益の事に候元來學文の本意は義理を明かにして心術を正し己を治め人を治むる器量を養ひ君父に對して忠孝を盡し全體を不汚儀第一之要務と存候間能々可申諭候武徳之儀も同様武術之末流に不拘匹夫の勇に不墜行儀を正し士道の本體を不失儀厚可申渡候

一、安政四年九月遊學勸奨の令を下して藩士の子弟を戒飾せしめたる者

江戸其外へ學問爲稽古罷越度向者造士館へ相付願出候様被仰付置候に付以來連も其通にて教授受持にて吟味行届候様被仰付候尤も是迄造士館の學風(林家の學風)計にて吟味致候ては造士館へ出席無之者は館中吟味には相違も可有之候得共基と稽古修行之爲他國へ出候事故學問之巧拙の吟味より學問未熟に候とも彌眞實に修行致し候乎又は當座困窮凌の爲め願出候乎と申處の人撰の儀第一と存候間心得違無之様可致吟味の旨を教授初め可申達候折衷學水戸學の學風にても立入候て其上彌朱子道徳の學風も相分り候乎と存候何學にても名義正敷こそ學問の本意と存候詩文章達者に候とも今日の道理に闇く候ては修行の詮無之一生俗儒之唱難免事と存候心得違無之様修行志の者へ申聞候様可致旨御書取を以て被仰出乍恐御尤之御事候條以來御趣意の程深く奉派受手厚吟味行届候様可取計此旨教授へ申渡向々へも不洩様可申渡候

一、安政四年十月文武講習館の弊風去らず人才の薰育に欠く處あるを嘆じ齊彬親ら著して藩士に頒ちたる學令十ヶ條

一 造士館演武館は、大信公の(重豪の諡號)御代御厚尊慮を以て御造立の處其後何となく致衰微候に付此節改めて掛り申付候條是迄の悪弊を改め造士の文字に相叶候様可取計候

一 演武會の儀も同様に相心得修練の精粗且平常之心得微細に検査無油斷可令沙汰候

一 學問標的は修身齊家治國平天下の道理を研究し本末先後を識別致し然て當時の政務奉行候ても能く其任に堪へ候様に心掛事要之事に候文章詩作も儒者學問中一端の科業にて稽古尤に候得共専ら造士の法相立正學の風奮起候様に厚く吟味可然事に存候

一 第一三綱五常之本領を守り義理を明にし名分を正し各祖宗を敬崇ひ生國の爲に道を開き候儀天理自然の本色に候處當時儒者之唱候中には我々皇朝をも夷狄同様に心得違ひ古學は勿論律令格式又は六國史以下に至り候ても不辨明の者も有之候中に存候

然れば孔子の道に不協第一 天照皇大神の御明慮にも可畏儀にて右等の處一同深く致分別學風令振起追々國用に相立候様宜く工夫候儀專要に候

一、古者聖賢の言行を以て一身を正し借今日の世上に引競へ時勢相應の政務を執り候基本を修行してこそ誠の學問と存候如何程博學多才に候共今日の行士道に背き候ては修行の詮無之候間箇中の役吏能々心を潜め深く致勘考和漢の經史に涉り名義を辨明致し興廢治乱の本源を研究し造士の道相立國家の良法追々出來候様致教導候事緊要と存候條教授以下諸役人へも厚く可申會候且又讀書候ても意味取違候へば雲泥の相違たるべきなれば經書は勿論小學近思錄大學中庸の或問又論孟精義語類文集一程全集淵源錄に至るまで熟讀の上今日の實行相應の處修行第一と存候

一、儒官(造士館の役員を云ふ)相勤め候者は格別其外の面々は詩文章不得手に候とも今日政事の一助に相成候様に心掛爲致修行候儀肝要と存候當時學者と唱候者今日の世事に疎く經濟の道をも捨置き沙門同様制外の様に相成り其行正しからず又制外の様に心得候も間々有之候全く學問の趣意取違候故と被存候古今の賢相智將何れも明に皇國の大道を辨へ漢土經傳の趣旨にも貫通致し國家に力を盡し候事跡は典籍に歷然たり然れば名々に暗く道理に明ならず候ては何事も難整事に候惣じて時務を考候事第一にて井田の法は西土三代の良法なれとも宋朝にては難被行來子も時と位を考社倉の良法等も發明有之如く時勢當然の位を量り候儀學問無之候ては道理相應の處置にも難叶事と存候假令ひ和漢の經傳を暗讀し詩文章に通達候とも道義に暗く時務に達せず候ては實に無用の腐儒たるの間右様の處上下一同厚く心得候様可申達候

一、古今國家の政務に致關係候者は須臾も捨置き難き學問に候處士分以上不致學問者多く故に義理に昏く正心修身の實行無之利欲不當の行も有之候故家政向乱れ士風も正しからず役職相務め候者共に夫々仕向の條理に昏く緩急輕重の時務に疎く義理の筋合をも不辨様子に相見得候是等の儀は各格式にも可耻事に候間一同公務の隙を考へ修行有之候様可申達候

一、正學を講明致し物理を明め候儀は總て人倫に基き日用實行の爲にて假令數萬卷を記誦し詩文達者に候とも實行なくては其詮も無之日新公(鼻祖忠良の諡號なり)いろは御詠歌の御意味にも相違奉恐入次第に候其書を讀たる迄にて實行薄く郷里に居て子弟の師と仰ぐべき德行も無之役儀申付候ても利慾に心を配り當座の利得を考へ萬代不朽の良法に暗く更に仁義を本とて時務を施し候者少く甚以て嘆げ敷事に存候畢竟全く無學の上たまへ讀書の者有之候ても道義學問致さず徒に讀過ぎ候故と存候間以來學術一新義理の取捨を決し俗學の舊弊を改正致し度事と存候

一、天下に學校の設有之候は全く人道を修治する爲めにして不可闕は勿論の事に候就ては五常の本源に由り五倫の定分を踐み

文徳を修め武備を治る事にて經義を明らめ心術を研き兵法武術の藝事を勉強して治亂の政事に通達する事惣て是れ人道中の要務と存候孫子にも彼を知り己を知る者百戰して不殆と相見候へば和漢の書籍のみならず當時外夷防禦第一の時節に候へば夷狄の情態をも致識別彼の長を取て我の短を補ひ上下一同心を合せ本朝の武威を擴充し四夷制禦の事當時武夫の急務と存候間餘力には西洋和解の諸書をも熟覽し外夷の風俗器械をも致辨別我が羽翼となし益皇化万国に行亘り候様心掛肝要に存候

一、中にも大身の面々は成童入學の期に至り適々造士館に出席候共學局の賞翫は自然の理にて切磋の功十分には調兼候道理且は國中而已の學友にては井中の蛙と均しく候往々重職をも授け公私の大事可委任もの共に候處切磋の功乏敷候ては臨機應變の所置等に申すに及ばず公邊向の禮式より初見國々の形勢人情世態に疎く井蛙の見識にては心得違の儀も可有之歟既に公邊拜禮式の節不都合の振舞も有之他國の者に對し頑愚の應答など當國に限らず他藩重役の間に及見聞候も有之候然らば文武の修行を專要としテ物事に疎からぬ様心掛度存候隣境肥後肥前等は支族の家嫡等も家來兩三名召連き平土巡歷の姿にて隨意に文武修行の由に候是等は輕々敷様に候得共國家を大事に考へ候へば至極の良法に候大身の面々は父母の姑息を離れ家中諸士の阿諛を免れ卑賤の辛苦を識得し各國の事情に達し候良法と存候間以來志有る人々ハ家嫡にても無役の中他國修行兩三年願出候様申付度事に存候殊に昨年宰相様(齊興を云ふなり)とリも寄合以上之面々ハ別て學問第一と被仰出候事故家柄の面々ハ一涯志を勵し各父祖の令名を穢さる様普く文武を練習し又ハ諸士の龜鑑にも相成り宰相様尊慮をも安んじ奉り候様心掛專要の事と存候

右之條々以書面改て屹度申付候間後年に至るまで心得違無之様箱中役人ハ勿論諸士一同へ可申渡候家語曰政之不中君之患也令之不行臣之罪也と相見得條能々可申付候、

以上に掲げたる三の訓令を通攬するときは、其教育上の方針が如何なる者なりしかは、更に冗言を要せずして明かなり、即ち第壹の訓令に於ては章句訓詁の末節に泥みて、大義に昏く世務に通ぜざる、迂儒俗學の徒を排斥して、倫理實用の學を獎め、第二の訓令に於ては從來の藩學が、程朱道徳の學風に溺れ、いたづらに世事に遠ざかるの奇癖あるを憂ひて、折衷學水戸風の學をも探究して、國体を明らめ義理に通じ、活用明斷克く實用を遂げんことを以て、學問の本意となすべきことを明

示し、殊に最後の學令十ヶ條に於ては、條理明切意義精確にして或は士風頹れ學風の衰へしを嘆じ或は學問の目的は、實用にありて詩文章句に切なるにあらざるを示し、或は國體國性の異同を辨し大義明分を明にして、人心の歸向を一定し、或は教官の規箴を表示し、或は文弱に陥るの弊を慮せり。或は學校設置の必要を説き人材薰育の志望を述べ、或は智識を泰西に求めて對外の策を講せんことを諭し、或は他國修業を奨め、或は君臣の責任を明かにし、一語一句も浮虚の文字なく悉く誠意誠心を注ぎしものなり。之れを要するに齊彬の教育上に於ける方針は、空理空義を講習して博聞多才を飾るものを排し、機に臨み變に應ずべき實用的の學問を修めしむるにあり、依倣因循の學風を掃除し尊外卑内の人心を去りて、國體國性を判別せしめ、不羈獨立の氣風を養成するにあり、大義名分を明かにし三綱五常の本領を守らしむるにあり、弘く世界に智識を求め緩急に際して躊躇狼狽せざるの資を涵養するにあり。然らば則ち此方針に據りて教育せられたる薩藩士が、王政維新の際天下に率先して國事に奔走し、偉大の功業を立てし所以のもの豈に怪むに足らんや。

第三 學制

甲 制度

從來薩藩内の教育上には、制度を以て處置せらるべき規定は甚だ僅少なり、されば齊彬の代に至りても尙ほ二三の規定ありしのみ、其他は皆布令訓言に由りて處置せられぬ、今其制度として規定せられし者を列擧すれば、

一、士族卒の子弟は必ず藩立學校に入校すべき制あり、されども藩主督責等の設けなし

一、學業優等の者を選び、公費を以て遊學せしめ、出願して遊學せんとする者は、學館の試験を経て之れを許可し、年限を定め私費を以て辨せしむ。

一、學生の内優等なる者拾五名を選び、四石の割を以て稽古扶持を與へ、又幼少なる學生にして父を亡ひ戸主となりし者を童子と稱し祿税を免除す。

一、藩士は必ず學校に於て、生徒と共に隔日四書の講義を聽聞せしむ。

一、平民の子弟は藩立學校に入學を許さず、家塾寺子屋にて修學せしむ。

乙、教育組織

教育組織を別ちて學校教育、郷中教育、家塾及び寺子屋教育の三とす。

一、學校教育

藩立の學校は唯一の造士館あるのみ、安永二年藩主重豪が幕府の昌平學校に倣ひて興せしものにして、同時に設立せし演武館と共に、文武兩道の修練所として藩内教育の最高機關なりき、蓋し兩館創立の際に於ては、學事擴張し武道倍隆盛に赴きしと雖も、星移り物換り天下の治久しきに渡りて、文武の兩道稍衰微しけるが、齊彬封を襲ぐに及びて大に其弊を改め、頻りに奨督を盡しければ、兩館共に前後無比の盛大を極めたり。抑も演武館の武事教育は、幾多の師家銘々に稽古所を館中に設立して、自派の武藝を授けたれば、許多の流派に別れ、自ら統一を缺けりと雖ども、造士館に於ては専ら程朱の道德學のみを講究し、(和學は館内に分局せり又其廓内には醫學院ありて漢醫の術を授けたり)教科用書は孝經、小學、四書、五經、より和漢の史類及び詩文章なりき、入學退學の年齢は、

凡八歳（或は十歳）より二十一二歳を通常とし、四書の素讀を終へたる者にあらずんば入學を許さず、學事試験は春秋兩度之を施行し、家老以下諸役員臨席せり、生徒へ賞品を授與するの法は、優等生拾五名に對し、藩主より稽古扶持四石を與へし事の外別に定則なし、罰則は唯罰讀と謂ひて、總員退館の後留めて復讀をなさしむるの法ありしのみ、職員には教授一名、助教六七人、訓導師八九人、讀講八九人、句讀師八九人、句讀師助八九人、其他書役、書役助等ありて、教員凡そ五十名、書役凡そ十名あり生徒の數には定員なし、常に三百人を降らず、館の經費は一切藩庫より辨玄、生徒には東脩謝儀の制なし、又幕府昌平學校の躰裁を摸擬して、館中に聖廟を設置し、春秋兩季に釋奠を行へり。

二、郷中教育

聞く我薩藩に於ては、領内を百廿四に分ち之を郷と稱し一外城となせり、固か外城には大中小あり、從て土着の士族に戸數の多寡ありて、大なるは千戸に及びしが小なるも二百戸を降らざりき、地利を卜し衢路を畫し、一部落をなして居住せり、一外城毎に必らぎ地頭を置き四民を統御せしむ、其他年寄、組頭、横目以下の役員ありて諸般の事務を分掌せり、殊に文武の講修所を設け組頭之れが主宰となりて大に士風を獎勵したり、されども予が所謂郷中教育なるものは此の外城に於ける教育事業を含むものにあらずして、單に本城下士族に關係せる特種の教育を指せるものなり、蓋し城下は於ては舊き慣行によりて士族を區域し、若干の小團體を設けたり、而して此の一を郷中と稱す（齊彬の時代には上下兩區中十八の郷中あり）各々の郷社ありて凡そ年齢六七才より廿四五才に至る少壯者は皆之れに加入せり、十四才以内を兒童とし晝間のみに限りて郷社に至り、或は師に就き

學ぶ所の經書を素讀し、或は十五才以上の者に就きて武術を練習す、之れを内稽古と云ふ、十五才以上の者は夜學に就き式日を定め、素讀、論、講等の課あり、畢て、士道を論究し、處事、應變の參考に備へ、相互の交際は甚だ密にして、緩急相救ふの風、極めて厚し、其規約は嚴峻にして、決して違ふことを得ず、各郷中の誓約規則は固より不同なりと雖ども、左に最も古き最も著名なる平方限(一の郷中の名)の郷中規則及び各郷中規則の要項を掲げて其一班を推知するの便に供せん、

二才咄格式定目

一、第一 武道を可嗜事

一、兼て士の格式無油斷可攻穿儀事

一、萬一用事に付而咄外の人に致參會候は、用事相添次第早速罷歸長座致間敷事

一、咄相中何色によらま入魂に申合候儀可爲肝要事

一、ばうばい申無沙法の過言互に不申懸等可守古風事

一、咄相申誰人にて他所に差越候へば於其場雖相分儀到來いたし候〇〇幾度も相中得ま致穿儀越度無之儀可相働事

一、第一は虚言杯不申儀士道の本意に候條專其旨を可相守事

一、忠孝の道大形無之儀可相心懸候乍併不逃儀到來候へば其場をくれを取様可相働事武士の可爲本意事

一、山坂の違者可心懸事

一、二才と申者ハ落鬘をそり大りはなをさり候事にハ無之候諸事武邊を心掛心底忠孝の道にうむかざる事第一の二才と申者に候咄外の人たへて不知事に而候事

右之條々堅固可相守もし此旨相背候は、二才とさいふへからず軍神摩利支天南無八幡大菩薩武運之冥加可盡果儀無疑者也

慶長元年正月

齊彬時代に於ける各郷規則の要項

二 才 頭

一、一 郷中平方限中の交は禮義を守るべき事

一、親兄弟同道の交誼信義を専らにすべし

一、朋友の交は禮義信悌を専らにする事

一、文武修行は、旋書之通解怠なく修行すべし

一、朝書暮文武修行は、旋書之通解怠なく修行すべき事

一、朝寢晝寢すべからざる事

一、親兄弟同道の外市中に入るべからざる事

一、親兄弟同道の外買ものすべからざる事

以上の條々相背候人は郷中の交誼を拒絶すべき事

是れに因て之れを觀れば、郷中規約の主意とする所は、忠孝を重んじ、信義を守り、文武を修練し、人倫を正し、禮讓を不失、遊惰に流れざるにありて、士風を養成し、風俗を維持するには最も適切なるものなりき、然りと雖も物偏すれば必らず弊を生ずるとかや、偕て齊彬承統の頃には、郷中教育の狀況漸く粗暴亂行に流れ、各團互に交通を絶ち争鬪を以て事とし、匪皆殆んど敵國の如く、天下の大勢を暗んずる者少なくて士の本分を誤認するの傾ありければ、彼は嘉永五年五月（承統の翌年）を以て此弊習を矯正せんが爲めに訓戒の令を布けり、是に於て藩吏は之れを令示し、各郷中は人物を撰擇し席を設け、子弟を集め其趣旨を訓解して嚴に教戒を加へ各誓文を上らしめ、若し之れに違背する者あれば、郷中入社を拒み、朋友の交を絶たしめけるに、以來士風大に改まり人々専ら文武を勵み律義を嗜み品行を修めたり、されば此特殊なる郷中教育は、上造士館演武館の教育と共に、相待ちて維新前後に於ける有爲の士を輩出するに偉大なる効力を有したるなり。

三、家塾及び寺子屋教育

家塾寺小屋を開置するは、士民の自由に任せて何等の制度なし、其目的とする所は、概ね兒童に普通の讀み書きを教へ或は算術をも授け、四民をして社會に立ちて不便なからしめんとするにありき、されども一般に道徳を重んずること嚴密にして人倫五常の道を教ゆることを懇切なりければ、社會の風教を保つには與て方ありき、固より士族の子弟も家塾に學ぶことを許されたれば、士族の養成に意を用ゐし家塾なきにしもあらずと雖ども、藩の制度に於て平民の子弟は藩立學校に入學することを禁せられ、唯だ家塾寺小屋に學ぶ得しのみなれば、從て家塾寺小屋には、平民子弟の爲めに開設せられたるもの多きを占めたり、其教授法管理法等の如きは別に特殊なるものなし故に其の詳細を記せず。

第四 文武の奨督

齊彬が數々訓令を下して以て文武を奨勵せしことは既に前に述べしが如しと雖も、其奨督たるや唯に訓令のみに止まらずして、躬自ら文武の二技を試みて子弟を奨勵し或は書籍を編纂修録せしめ、或は版刻の業を起さしめ、或は内庫の群籍を出して藩士に貸與し、熱心誠意に諸般の教育事業を経營せり、今二三の實蹟を列擧すれば、齊彬未だ世子たる時に於て史傳經書の高價にして一般士民の購求に苦むを察し、四書五經史記左傳を上梓せしめて封内士民に低價を以て下付し、又從來城下に大書店なきを憂ひて、青木又木の兩商に書店を開かしめ大に書籍の交賣に便利を與へたり、嘉永四年二月統を承け五月國に就きけるが、其際薩摩郡水引郷の新田宮に參詣し、社司の管する古文書數百卷を史館に納め尋て、封内に令して、各寺社或は士民所藏の書類を蒐集せしめ或は神社寺院陵墓を

調査せしめ、親しく國史館に臨みて、史籍を點檢し、史官を督し、修纂の重んずべきを示したり、嘉永五年四月史職に令し、内庫所藏の和漢書を出して藩士に貸與せしむ、且つ齊彬數々造士館演武館に臨みて子弟を督勵せしと雖も、當時諸侯の式法に城門を出づれば必らず扈從行列あり、故に其事煩はしくして日々の臨館は容易ならざりき、されば嘉永六年七月城内の花園を撤して文武の講修場を建てしめ、臨時に造士館の生徒を召集して屋内に於ては讀書講義を爲さしめ、或は書を寫さしめ、或は問題を掲げて之れに應答せしめ、或は又武を競はしめ、庭上に於ては操銃發砲を練らしめ常に是れに臨みて親しく督勵しけり、此等の外安政元年四月には醫師數名を長崎に派遣して蘭學を修め洋醫の術を學ばしむ、是に於て醫道に一新を見るに至りしは謂ふに及ばず、蘭學漸く弘まり洋書に就きて海外に智識を求めんとするもの多く輩出せり、殊に藩士中機密に參與するものは潜に蘭字を學ばしめ、國事に關する事件にして人物の毀譽等は皆洋文を以て記したりと謂ふ、

第五 教育の結果

惜哉齊彬は知政僅に八年にして安政五年七月十六日を以て薨去けり、されば當時尙ほ齊彬が寢食をも忘れて經營せる教育事業のみならず、諸般の計畫は殆んど皆其結果を表はすに至らざりし也、然りと雖も齊彬は何事に係らず躬自ら率先して摸範を示し以て之れが獎督をなしければ、永く其德音を没後に留め人心の感戴誠に深厚なり、故に子孫は其在世中と異なることなく、能く其遺志を守り殊に文武を磨き忠孝を勵み、實踐躬行の學を以て旨とし大義名分を明にするを以て主眼とし、弘く眼光を放ちて外は泰西より内は他國の狀勢を探究し、以て治世に於ては良臣たり能吏たり、乱世に於

ては豪民たり傑士たらんことを以て至要としければ、俗情は破れ人心益革進して藩内の耳目殆んど一新せり、されば予は維新前後に於ける薩藩士の功勳は悉く齊彬の時代に於ける教育成果の發表なりと謂ふの外更に贅せざる也。

文苑

去春の面影

雛 羊

空わ碧に晴れて、青玉の如く清し。清楚たる花陵會の梨園、春光に浴し若葉梢の輝きて鮮かなり。夕晴を喜ぶ老鶯、殘香なを詩人を酔わしむる白梅の梢に歌ふ聲嬉々として、天使の琴の歌をきくが如し。

ア、この清樂みつる春の夕、徒らに書見に齷齪たるわ、人生の生活に、あらず。よろしく自然の美に觸れ、以て思想を審美化せざる可からず。自然わろの暖かき腕を伸べて、人生を其の懷に抱かんとす。吾わこのうるわしき夕に、自然の教養を受けんとて、讀みさしの詩篇を懷にして、近郊の春をたづねぬ。

子飼の橋を渡る。

春陽より流れ來る風暖かに、隣々として流れ行く白水、恵みの光を帯びて紅に、岸上の紅桃、はら